国籍喪失届案内書

REPORT OF RENUNCIATION OF JAPANESE CITIZENSHIP

国籍法は、『日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本国籍を失う。』と規定しています。自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、たとえ戸籍が消除されていない場合でも、日本国籍を喪失していることには変わりはないので、留意する必要があります。

日本国民が日本国籍を喪失した場合、届出義務者が日本国外にいるときは、国籍喪失の 事実を知った日から3ヵ月以内に、在外公館長又は市区町村長に国籍喪失届を提出してください。

1. 必要書類

- (1)国籍喪失届・・・2通
- (2) AFFIDAVIT CERTIFYING U.S. CITIZENSHIP···1通(コピー1通も同封してください)
 - *最寄りのNotary Publicで公証してください。
- (3)(2)の要訳文:宣誓口供書(訳)・・・2通
- (4) 帰化証明書のコピー・・・1 通
- (5) 国籍喪失者の戸籍謄(抄)本(コピー可)・・・1通
 - * 用意できない場合、本籍と筆頭者を戸籍通り間違いのないように記載してください。
- (6)日本国パスポート(希望者のみ)
 - *返信用切手付封筒を同封してもらえればVOIDをしてから返送致します。
- (7)遅延理由書・・・2通
 - *外国国籍を取得してから3ヶ月以上が経過している場合に提出。
 - *法改正(1985年1月1日施行)前に取得された場合は必要ありません。

2. 届出先と方法

当館の管轄区域はフロリダ州です。管轄外の公館へ届け出ることは無効ではありませんが、国や州により法律や証明書の発行形態が異なることがありますので、原則管轄公館へ届け出てください。

(1) 当館窓口に提出する方法

必要書類、業務時間、休館日を事前にご確認の上、可能であれば予約を取ってください。書類確認のためにお時間をいただきますので、時間的に余裕を持って来館してください。

(2)郵送により当館に提出する方法

必要書類をご確認の上、当館住所をお間違えのないよう明確に記入し、期限に間に合うように発送してください。発送後、当館に届く頃にご連絡していただくことをお勧めします。郵送中の損傷、紛失につきましては当館では責任を負いかねます。また、到着しない届についてはお手伝いできませんのでご了承ください。

(3)本籍地役場に直接提出する方法

当館で受け付けた国籍喪失届が戸籍に記載されるまで、約1~2ヵ月を要します。 お急ぎの場合は、本籍地役場に事前にご相談の上、日本へ直接提出することをお 勧めします。

3. 当館連絡先

Consulate-General of Japan 80 S.W. 8th Street, Suite 3200 Miami, FL 33130 Tel: (305) 530-9090 Fax: (305) 530-0950 E-mail: rvoii2@mi.mofa.go.ip

記入上の注意

すべて日本語(漢字・ひらがな・カタカナ)で記入してください(現住所の部屋番号を除く)。

黒ボールペンまたは黒ペンでしっかりと記入してください(青インク不可)。

訂正箇所は、二重線を引き、訂正し、捺印(拇印)が必要です。

修正液・修正テープでの訂正は無効ですので、使用しないでください。

印および訂正印は印鑑または拇印を押してください(赤インクまたは黒インク)。

(1)左上の届出日

郵送の場合は、届書を実際に記入した日を記入してください。窓口へ持参の場合は、窓口へ 提出した日が届出日となります。

(2)国籍を喪失した人の氏名

戸籍上の氏名を記入してください。よみかたも忘れずにお願いします。

(3)住所

住所は日本語で日本式に国名から番地までを正確に記入してください。郵便番号は必要ありません。 また、届書の一番下にある、届出人の連絡先及び電話番号には米国式に記入してください。

(例1) 100 N.W. 78th Terrace, APT# 200, Miami, FL 33180

アメリカ合衆国フロリダ州マイアミ市北西78通り100番アパート200号

(例2) 1234 Florida Blvd., Orlando, FL 32806

アメリカ合衆国フロリダ州オーランド市フロリダ大通り1234番地

(4)本籍

戸籍通りに記入してください。筆頭者の氏名を間違えないよう注意してください。

(5)喪失の年月日

昭和や平成の年号を用い、帰化証明書に書かれてある米国籍を取得した日を記入してください。

(6)喪失の原因

当てはまる項目に⊠や☑を記入してください。また国名も忘れないようにお願いします。

(7)届出人署名押印

戸籍上の氏名を記入し、印には印鑑又は拇印を押してください。

(8) 届出人の連絡先及び電話番号

届書下の欄外には、届出人の連絡先及び電話番号を英語で記入してください。